

## 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

### 1 改正理由

「北九州市公共施設マネジメント実行計画」（平成 28 年 2 月策定）の基本方針に沿って昨年 12 月策定した「公の施設に係る受益と負担のあり方」に基づき、公の施設の使用料等を改定するため、関係規定を改めるもの。

### 2 改正内容

使用料及び利用料金の改正（現行の 1.5 倍に相当する額）、利用料金及び団体料金の新設、貸出区分の設定の見直し、回数券の枚数の変更等

#### (1) 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正

●野外音楽堂（高塔山公園、高炉台公園）	使用料
●白野江植物公園	入園料、団体料金新設
●水環境館	入館料
●山田緑地 森の家	入園料 会議室等利用料、貸出区分新設
●響灘緑地（グリーンパーク） ポニー広場 熱帯生態園 都市緑化センター 響灘緑地野外ステージ サイクリングターミナル	入園料 利用料 利用料、回数券の枚数変更 会議室等利用料 利用料 利用料
●ひびき動物ワールド	回数券の枚数変更
●河内自転車貸出し施設	使用料

#### (2) 北九州市ほたる館条例の一部改正

●ほたる館	使用料
●香月・黒川ほたる館	貸出時間単位変更

#### (3) 北九州市平尾台自然の郷条例の一部改正

●平尾台自然の郷 野外ステージ キャンプ施設（シャワー除く）	入場料新設 利用料 利用料
--------------------------------------	---------------------

### 3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

#### 4 経過措置

条例施行日の前日までに改正前の条例の規定により使用の許可がなされた使用料等については、なお従前の例による。

条例施行日の前日までに販売された回数券は、施行日以降においても従前の例により利用できる。

#### 5 その他

年長者施設利用証（65歳以上に交付）による減免の見直し（10割減免で無料となっている施設については3割負担とする）については、使用料改定の施行期日（平成31年4月1日）に合わせて行う予定。

## 建設局所管分施設の使用料等改定(案)

本表においては、  
 ●太枠囲い=枠内全体(文言も含む)が改定となっているもの  
 ●下線=枠内の一部が改定となっているものを指している。

### 【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例】

#### ■野外音楽堂(高塔山・高炉台)

区分		現行使用料		改定案		備考
高塔山公園 野外音楽堂 高炉台公園 野外音楽堂	1時間又はその端数ごとに	270円		400円		(※1)

(※1)備考欄を「使用者が入場料等を徴収する場合における使用料の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額)とする。」と改定。(現行使用料においては“100分の4”)

#### ■白野江植物公園

区分			現行金額		改定案		備考
入園料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒	一般	小・中学校の児童及び生徒	
	個人	1人1回	200円	100円	300円	150円	
	団体(25人以上)				240円	120円	

#### ■水環境館

区分		現行金額		改定案		備考
入館料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	一般	小・中学校の児童及び生徒	
	1人1回	100円	50円	150円	70円	

#### ■山田緑地

区分			現行金額				改定案				備考
入園料	区分		一般		小・中学校の児童及び生徒		一般		小・中学校の児童及び生徒		
	1人1回		100円		50円		150円		70円		
森の家	各室利用料	区分	9時～12時		12時～17時		9時～12時		12時～17時		(※2)
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		多目的ホール	4,600円	5,300円	6,600円	7,900円	6,900円	7,950円	9,900円	11,850円	
		大会議室	1,100円	1,700円	1,600円	2,600円	1,650円	2,550円	2,400円	3,900円	
		小会議室	600円	1,100円	1,000円	1,600円	900円	1,650円	1,500円	2,400円	
		講習室	1,900円	3,100円	2,900円	4,700円	2,850円	4,650円	4,350円	7,050円	
映像室	1,300円	2,200円	2,000円	3,300円	1,950円	3,300円	3,000円	4,950円			

(※2)備考欄を「多目的ホール、大会議室、小会議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。」と改定。(現行金額においては“100分の4”)

(※2)備考欄に「多目的ホールの利用面積が2分の1以下の場合の額は、規定の額の5割に相当する額とする。」を追加。

■響灘緑地(グリーンパーク)・ひびき動物ワールド

区分			現行金額			改定案			備考		
響灘緑地広場	入園料	区分	一般		小・中学校の児童及び生徒	一般		小・中学校の児童及び生徒			
		1人1回	100円	50円	150円	70円					
ひびき動物ワールド	入場料	1人1回	300円	150円	300円	150円					
		回数券 1人1回	1,000円(5枚つづり)	500円(5枚つづり)	1,000円(4枚つづり)	500円(4枚つづり)					
ポニー広場	乗馬料	個人	300円			450円					
		団体(2人以上) 1人1回	240円			360円					
		1頭につき30分又はその端数ごとに	2,000円			3,000円					
	馬車利用料	区分	一般		中学校の生徒以下の者	一般		中学校の生徒以下の者			
	1人1回	200円	100円	300円	150円						
熱帯生態園	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒		一般		小・中学校の児童及び生徒				
		1人1回	300円	150円	450円	220円					
		回数券 1人1回	1,000円(5枚つづり)	500円(5枚つづり)	1,000円(4枚つづり)	500円(4枚つづり)					
都市緑化センター	各室利用料	区分	9時～12時		12時～17時		9時～12時		12時～17時		(※3)
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
		イベントホール	2,500円	2,900円	3,600円	4,300円	3,750円	4,350円	5,400円	6,450円	
		講習室	1,600円	1,900円	2,400円	2,900円	2,400円	2,850円	3,600円	4,350円	
		会議室	1,000円	1,200円	1,500円	1,800円	1,500円	1,800円	2,250円	2,700円	
響灘緑地野外ステージ	1時間又はその端数ごとに	1,000円			1,500円			(※4)			
サイクリングターミナル	自転車利用料	区分	一般	中学校の生徒	小学校の児童以下の者	一般	中学校の生徒	小学校の児童以下の者			
		基本利用料 1台2時間以内	200円	130円	100円	300円	190円	150円			
		超過利用料 1台2時間を超える30分又はその端数ごとに	50円			70円					

(※3)備考欄を「イベントホールの利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。」と改定。  
(現行金額においては“100分の4”)

(※4)備考欄を「利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。」と改定。  
(現行金額においては“100分の4”)

■河内自転車貸出し施設

区分		現行使用料			改定案			備考
基本使用料	区分	一般	中学生	小学生以下	一般	中学校の生徒	小学校の児童以下の者	
	1台2時間以内	200円	130円	100円	300円	190円	150円	
超過使用料	1台2時間を超える30分又はその端数ごとに	50円			70円			

## 【北九州市ほたる館条例】

### ■北九州市ほたる館、香月・黒川ほたる館

区分	現行使用料		改定案	備考
	9時～12時	12時～17時		
地域交流室	180円	350円	1時間又はその端数ごとに90円	
研修室(北九州市ほたる館に限る。)	180円	350円	1時間又はその端数ごとに90円	

## 【北九州市平尾台自然の郷条例】

### ■平尾台自然の郷

区分				現行金額		改定案		備考
入場料	区分			一般	小・中学校の児童及び生徒	一般	小・中学校の児童及び生徒	
	1人1回					150円	70円	
野外ステージ	1時間又はその端数ごとに			1,000円		1,500円		(※5)
キャンプ施設	テント区画	区画内に駐車することができるもの	10時から翌日の10時まで	1区画1回	3,000円	4,500円		(※6)
			10時から17時まで		2,000円	3,000円		
		区画内に駐車することができないもの	10時から翌日の10時まで		2,000円	3,000円		
			10時から17時まで		1,300円	1,950円		

(※5) 備考欄を「利用者が入場料、会費その他これらに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。」と改定。(現行金額においては“100分の4”)

(※6) 備考欄を「10時から17時までの区分によりテント区画を利用した場合で、17時を超えて翌日の10時までの間の引き続き利用に係る額は、区画内に駐車することができるものを利用する場合にあっては1,500円、区画内に駐車することができないものを利用する場合にあっては1,050円とする。」と改定。(現行金額においてはそれぞれ“1,000円”及び“700円”)

**【参考】議案対象外**

(高齢者減免の見直しは条例改正を伴わないため)

## 高齢者減免見直し対象施設（建設局所管分施設）

- 年長者施設利用証（65歳以上に交付）により、現在10割減免で無料となっている下記の施設については、3割負担（7割減免）に見直す予定。

(単位：円)

施設名	料金区分	【参考】 一般料金 改定案	減免後 料金 (7割減免)	備考
ひびき動物ワールド	入園料	※300	90	
志井ファミリープール	入場料	※400	120	
	波のプール	※300	90	
白野江植物公園	入園料	300	90	
グリーンパーク	入園料	150	40	
熱帯生態園	入園料	450	130	

※料金改定は行わない予定